

生活圏や経済圏を考慮した地域手当の見直し

【担当省庁】総務省、人事院

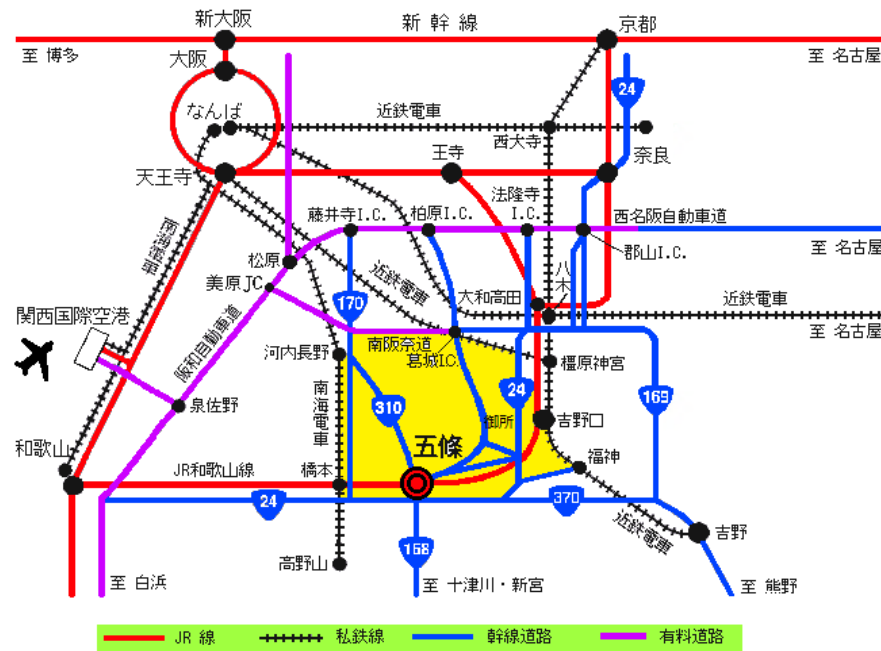
現状と課題

本市は、生活面・経済面で結びつきが強い県内同一経済圏(東南和圏)内の御所市と和歌山県内経済圏(橋本)内の橋本市に挟まれた形で隣接

両市と比較しても都市事情等に差異はないにもかかわらず、本市は**地域手当の非支給地**となっており、これが行政運営上、多大な影響を及ぼしている

五條市への交通アクセス

《五條市HPより》



隣接する両市はそれぞれ地域手当の支給地域【御所市3%、橋本市6%】

1 地域手当の支給割合は、自治体に対してのみならず、保育、介護サービスの従事者に係る報酬にも影響しており、近隣自治体との格差は、多岐の分野において人材の確保に深刻な影響を及ぼしている。

2 若者の「公務員離れ」が進んでおり、本市でも職員のワークライフバランスに配慮した就業環境の改善(長時間労働を是正するための年次有給休暇の取得促進及びテレワークの実現)や、給与面などの処遇を見直すなど意欲向上に取り組んでいるが、それでもなお、地域手当が支給される地域へ人材が流出することから、さらに、住民サービスの低下を招いてしまうこととなる。

国にお願いすること

○令和5年8月7日の人事院勧告において、「地域手当に関しては、市町村単位で細かく水準差が生じていることに対して不均衡であるといった意見を始め、様々な指摘がある。このため、最新の民間賃金の反映と併せ、級地区分の設定を広域化するなど大くくりな調整方法に見直すこと」と、令和6年に向けた給与制度の措置を検討する事項として記載されたところ。

よって、国においては、地域の「地方創生」を担う有能な人材を確保する観点からも、支給地域の決定に当たっては、生活圏や経済圏を考慮した広域化による級地区分の設定を要望する。

【担当部署】 五條市人事課